

平成 22 年 8 月 27 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

暴力団排除条項の導入に伴う預金取引等の改定について

宮崎銀行（頭取 小池 光一）は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成 22 年 9 月 1 日（水）から、預金取引等の各種規定を改定し、暴力団等の反社会的勢力を排除する条項（「暴力団排除条項」）を導入いたします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 実施内容

- (1) 普通預金規定、当座勘定規定書、貸金庫規定等を改定し、新たに暴力団排除条項を盛り込みます。
- (2) 普通預金口座の開設など各種取引のお申し込みの際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないこと等の表明・確約を行っていただきます。なお、本表明・確約をいただけない場合は、お取り引きをお断りいたします。
- (3) お取り引き開始後に、反社会的勢力に該当することおよび上記(2)の表明・確約に関して虚偽の申告が判明した場合には、お取り引きを停止、または解約させていただきます。

2. 改定する規定等

普通預金規定、各取引に共通する規定（総合口座取引・定期預金・積立定期預金・定期積金・通知預金・譲渡性預金）、当座勘定規定書、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、貸金庫規定

3. お客さまへのお願い

引き続き当行は、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを行ってまいります。お客さまにおかれましては、この取り組みの趣旨をご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

| |
|---|
| 本件に関する照会先 宮崎銀行 総務部 担当：永坂 TEL：0985(32)8314 |
|---|

